

遺言書における重要事項

【重要事項】

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律のうち自筆証書遺言の方式の緩和に関する部分が、平成31年1月13日に施行されました。同日以降に自筆証書遺言をする場合には、新しい方式に従って遺言書を作成することができるようになりました。

自筆証書遺言は、誰でも作成できますが、様式が定められており、様式を少しでも誤ると無効になってしまうというリスクがあります。不安な方は、**公正証書遺言**や**秘密証書遺言**をお勧めいたします。

三 自筆証書遺言書を作成するための要件は下記の通りです。要件を満たさないと無効となります。

➤ 遺言の内容、日付、遺言者の署名を全て自書する

- ◇ パソコンでの作成や代筆は配偶者であっても無効となります。(一部でも無効)
- ◇ 音声のみ、ビデオの映像での遺言は無効となります。

➤ 日付を明記する

- ◇ 作成日が特定できないもの、日付スタンプ等も無効となります。

➤ 署名・押印する

- ◇ 戸籍通りの署名をお勧めします。(ペンネームでも可能)
- ◇ 実印をお勧めします。(認め印でも可能)

➤ 訂正は決められ方式に従う

- ◇ 書き間違い等の訂正、追加は法律で定めた方式を守らないと無効となります。
- ◇ 訂正や追加がある場合は全て書き直しをお勧めします。

➤ その他の注意点

- ◇ 遺言の記載内容は具体的に記入する。(曖昧な表現、例えば、長男に自宅などの表現を使用しない)
- ◇ 不動産は登記簿謄本通りに正確に記載する。(所在地、地番、地目、地籍などまで詳細に記載)
- ◇ 預貯金は金融機関名・支店名・預金の種類・口座番号・名義を記載する。
- ◇ 相続人の遺留分についてもよく配慮する。
- ◇ 遺言による遺産分割をスムーズに進める為にできれば遺言書で遺言執行者を指定しておく。
- ◇ 法定相続人でない場合には、「**相続させる。**」と書かずに「**遺贈する。**」と記入します。

➤ 封筒に入れて封印する

- ◇ 法的には規定はありませんが改ざんのリスクを避ける為に自筆証書遺言書は封筒に入れ封印し封印場所に捺印します。
- ◇ 封筒の裏に「**開封せず必ず家庭裁判所の検認を受ける事**」・日付(令和〇年〇月〇日)・遺言者の署名を記入します。